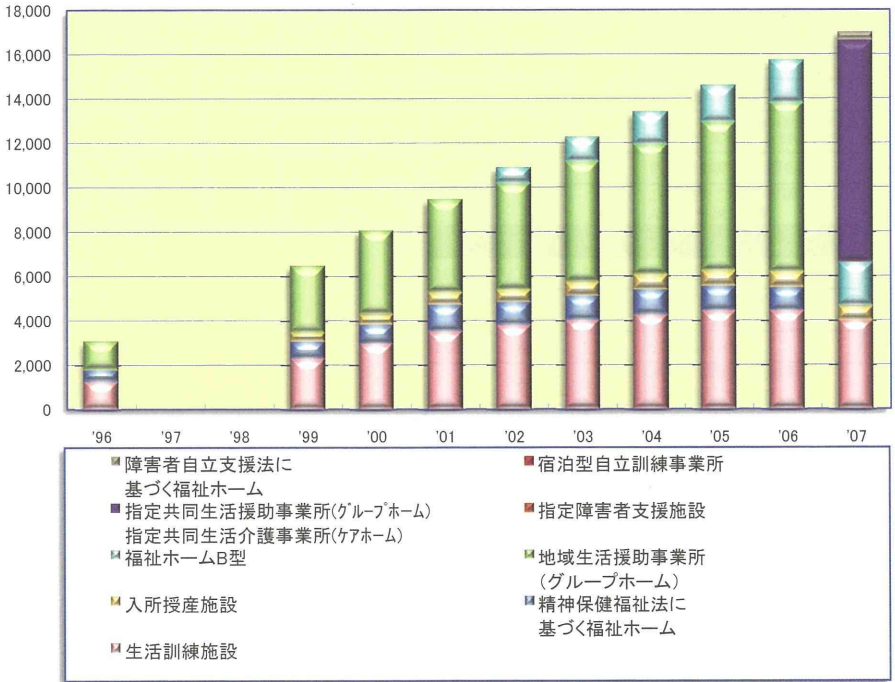


精神障害者社会復帰施設等

- 施設種別利用者数
- 入所施設



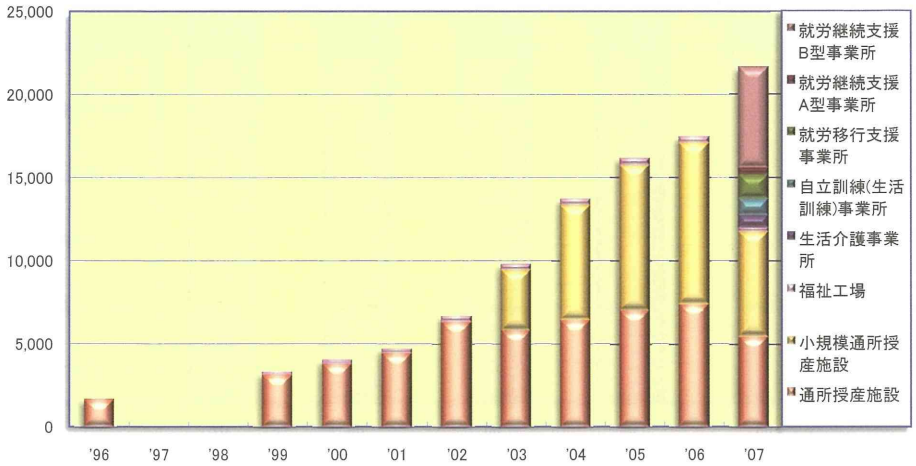
表は次ページに掲載

	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04
生活訓練施設	1,256			2,271	2,965	3,505	3,777	3,983	4,242
精神保健福祉法に 基づく福祉ホーム	526			785	873	1,199	1,024	1,115	1,137
入所授産施設				386	425	539	565	614	666
地域生活援助事業所 (グループホーム)	1,282			2,999	3,759	4,184	4,797	5,444	5,884
福祉ホームB型							705	1,101	1,449
指定障害者支援施設									
指定共同生活援助事業所(グループホーム) 指定共同生活介護事業所(ケアホーム)									
宿泊型自立訓練事業所									
障害者自立支援法に 基づく福祉ホーム									
	'05	'06	'07						
生活訓練施設	4,407	4,413	3,991						
精神保健者福祉法に 基づく福祉ホーム	1,130	1,060							
入所授産施設	674	681	634						
地域生活援助事業所 (グループホーム)	6,726	7,651							
福祉ホームB型	1,647	1,928	1,954						
指定障害者支援施設			52						
指定共同生活援助事業所(グループホーム) 指定共同生活介護事業所(ケアホーム)			9,977						
宿泊型自立訓練事業所			23						
障害者自立支援法に 基づく福祉ホーム			350						

6月30日現在の各施設の利用実人員。'07年に施設種別が変更になっている。

■ 精神障害者社会復帰施設等

- 施設種別利用者数
- 通所施設



	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05
通所授産施設	1,644			3,127	3,793	4,410	6,317	5,802	6,411	6,981
小規模通所授産施設								3,615	6,904	8,742
福祉工場	9			156	201	250	311	329	383	418
生活介護事業所										
自立訓練(生活訓練)事業所										
就労移行支援事業所										
就労継続支援A型事業所										
就労継続支援B型事業所										

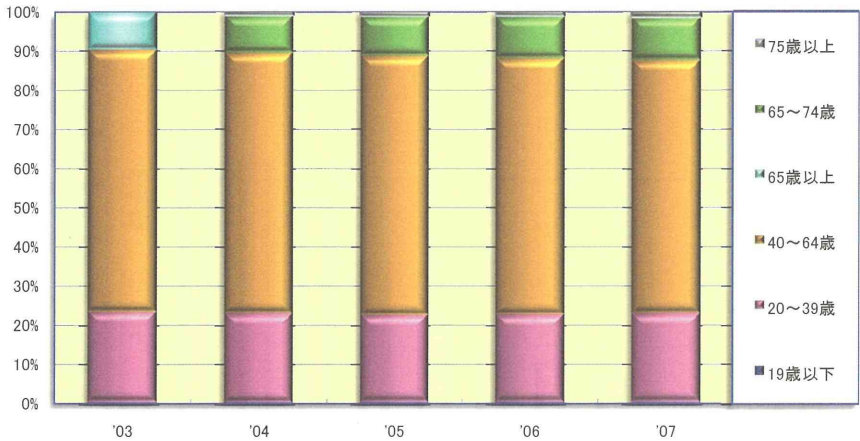
	'06	'07
通所授産施設	7,382	5,422
小規模通所授産施設	9,680	6,313
福祉工場	388	250
生活介護事業所		755
自立訓練(生活訓練)事業所		988
就労移行支援事業所		1,459
就労継続支援A型事業所		392
就労継続支援B型事業所		6,053

6月30日現在の各施設の利用実人員。'07年に施設種別が変更になっている。

精神障害者社会復帰施設等

施設利用者の属性

入所施設



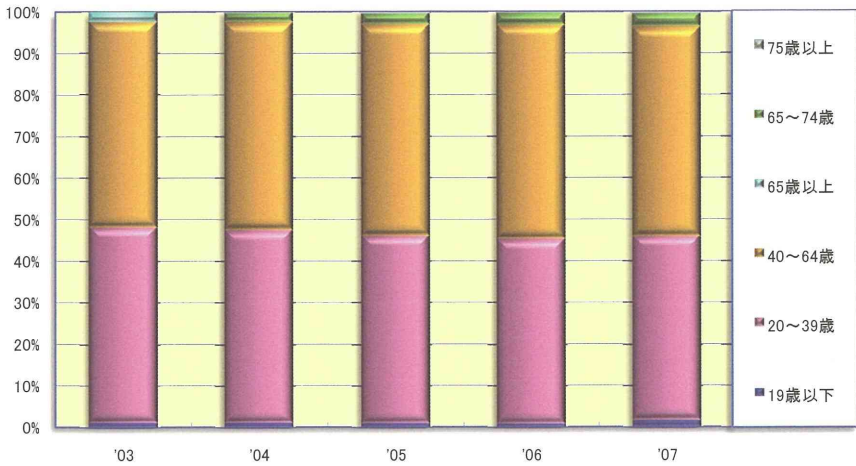
	'03	'04	'05	'06	'07
19歳以下	51	49	63	75	94
20～39歳	2,831	3,038	3,239	3,509	3,826
40～64歳	8,207	8,908	9,656	10,304	10,988
65歳以上	1,168				
65～74歳		1,259	1,464	1,661	1,841
75歳以上		124	162	184	232
男性	7,414	8,841	9,622	10,331	11,098
女性	3,675	4,537	4,962	5,402	5,883
利用実人員(計)	12,257	13,378	14,584	15,733	16,981

6月30日現在の利用実人員の属性

生活訓練施設、精神保健福祉法に基づく福祉ホーム、入所授産施設、地域生活援助事業所(グループホーム)、福祉ホームB型、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所(グループホーム)又は指定共同生活介護事業所(ケアホーム)、宿泊型自立訓練事業所、および障害者自立支援法に基づく福祉ホームの計

精神障害者社会復帰施設等

- 施設利用者の属性
- 通所施設



	'03	'04	'05	'06	'07
19歳以下	95	136	138	125	354
20~39歳	4,600	6,377	7,311	7,782	9,589
40~64歳	4,818	6,847	8,224	9,016	10,908
65歳以上	233				
65~74歳		321	444	499	716
75歳以上		17	24	28	65
男性	6,473	9,144	10,741	11,570	14,166
女性	3,040	4,554	5,400	5,880	7,466
利用実人員数(計)	9,746	13,698	16,141	17,450	21,632

6月30日現在の利用実人員の属性

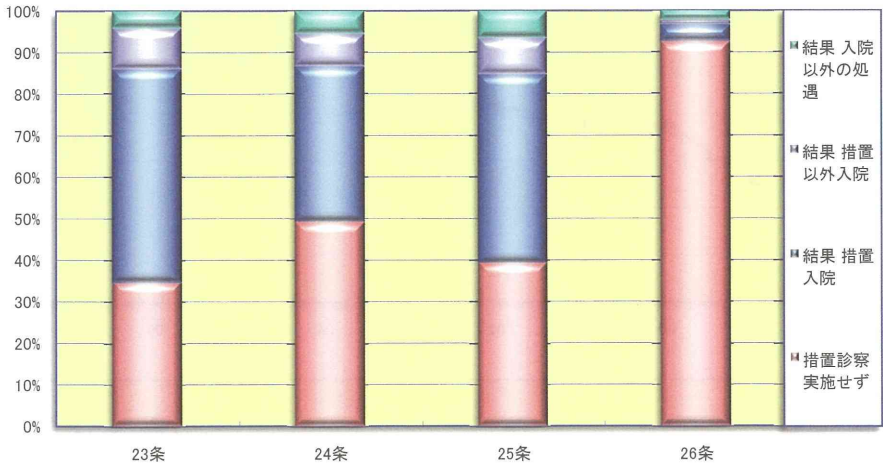
通所授産施設、小規模通所授産施設、福祉工場、生活介護事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、および就労継続支援 B 型事業所の計

# 行 政



■ 行政

● 措置通報等の状況(2006年度)



	23条	24条	25条	25条の2	26条	26条の2	26条の3	27条2項
申請または通報件数	395	11,479	1,099	6	2,204	25	1	54
(うち)措置診察実施せず	137	5,647	432	6	2,042	0	1	2
(うち)措置診察を実施	258	5,832	667	0	162	25	0	52
結果 措置入院	203	4,298	500	0	87	23	0	41
結果 措置以外入院	39	911	95	0	22	1	0	7
結果 入院以外の処遇	16	623	72	0	53	1	0	4

’06年度の申請、通報、または届出件数とその後の対応の内訳

23条: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく一般人による申請

24条: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条に基づく警察官の通報

25条: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条に基づく検察官の通報

25条の2: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条の2に基づく保護観察所の長の通報

26条: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく矯正施設の長の通報

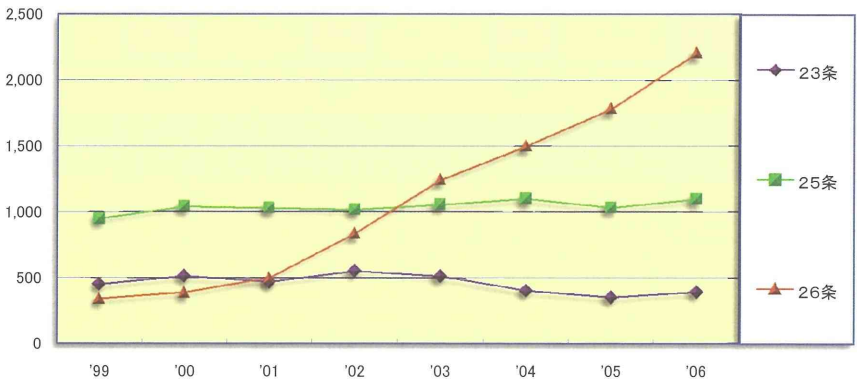
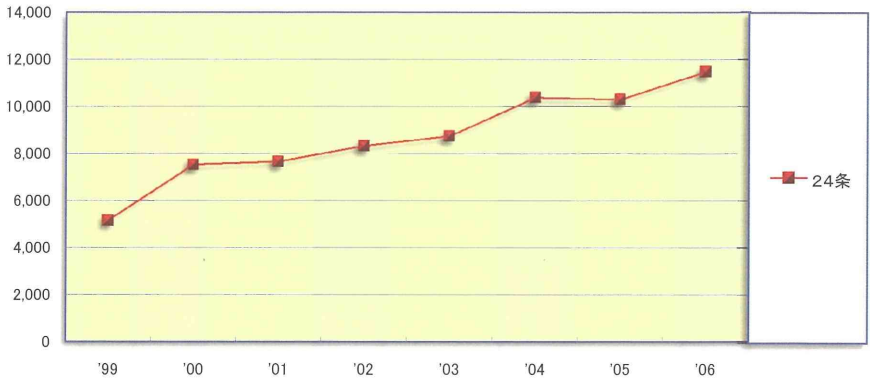
26条の2: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の2に基づく精神科病院の管理者の届出

26条の3: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の3に基づく、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報

27条2項: 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条2項に基づく知事の命令による診察

■ 行政

● 措置通報等の件数



表は次ページに掲載



	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06
23条	452	514	469	553	512	405	354	395
24条	5,167	7,536	7,658	8,335	8,746	10,391	10,301	11,479
25条	952	1,044	1,032	1,020	1,057	1,102	1,034	1,099
25条の2	17	5	9	6	9	11	32	6
26条	343	390	500	838	1,245	1,501	1,784	2,204
26条の2	37	43	57	43	35	28	27	25
26条の3							0	1
27条2項	205	72	77	55	38	12	31	54

各年度の申請、通報、または届出件数

23条:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく一般人による申請

24条:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条に基づく警察官の通報

25条:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条に基づく検察官の通報

25条の2:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条の2に基づく保護観察所の長の通報

26条:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条に基づく矯正施設の長の通報

26条の2:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の2に基づく精神科病院の管理者の届出

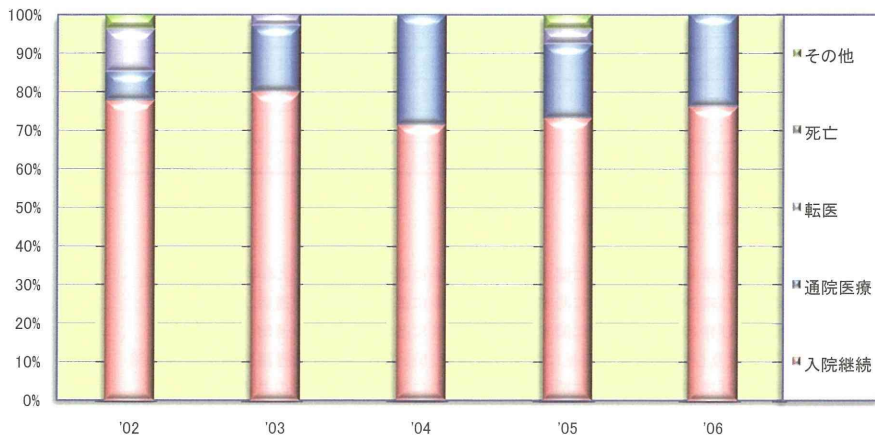
26条の3:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条の3に基づく、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報

27条2項:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条2項に基づく知事の命令による診察

■ 行政

● 措置入院者の転帰

● 23条



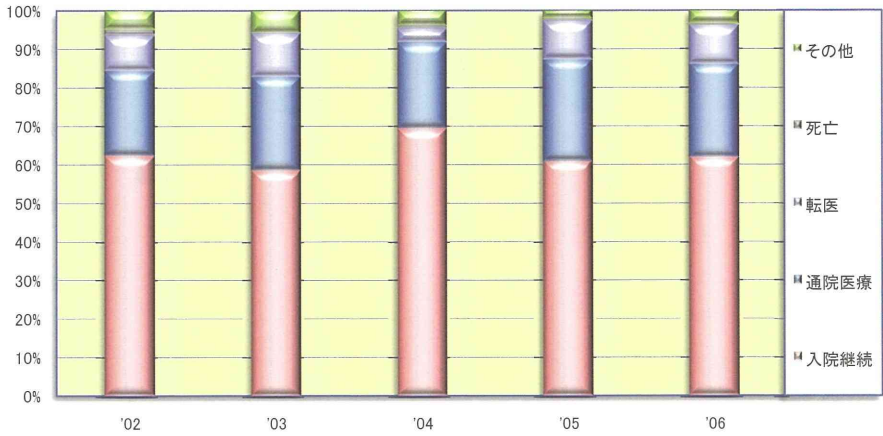
	'02	'03	'04	'05	'06
入院継続	21	28	15	19	16
通院医療	2	6	6	5	5
転医	3	1	0	1	0
死亡	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	1	0
症状消退届が提出された人数	27	35	21	26	21

各年6月1カ月間に新たに措置入院となった者のうち、翌年6月1日までに症状消退届が提出された者におけるその時点での転帰

23条：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく一般人による申請

■ 行政

- 措置入院者の転帰
- 24条



	'02	'03	'04	'05	'06
入院継続	214	209	195	292	264
通院医療	76	87	63	127	103
転医	31	40	10	47	43
死亡	5	0	2	3	1
その他	17	21	11	10	15
症状消退届が提出された人数	343	357	281	479	426

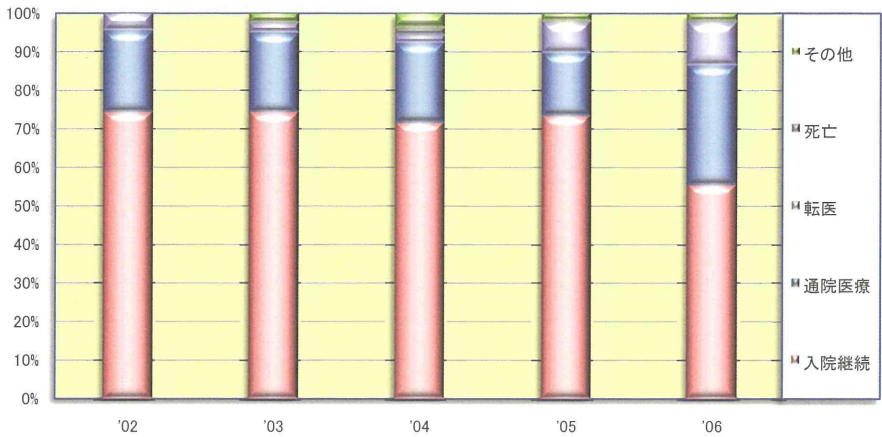
各年6月1か月間に新たに措置入院となった者のうち、翌年6月1日までに症状消退届が提出された者におけるその時点での転帰

24条：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第24条に基づく警察官の通報

行政

措置入院者の転帰

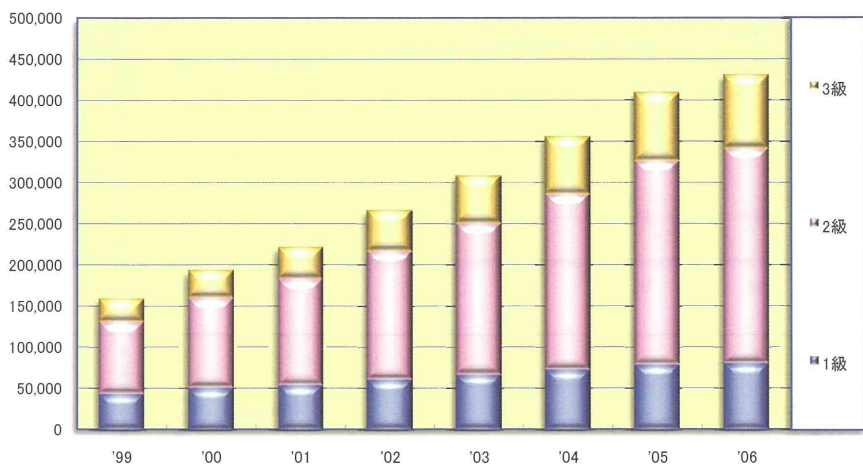
25条



	'02	'03	'04	'05	'06
入院継続	32	29	38	36	25
通院医療	9	8	11	8	14
転医	2	1	1	4	5
死亡	0	0	1	0	0
その他	0	1	2	1	1
症状消退届が提出された人数	43	39	53	49	45

各年6月1か月間に新たに措置入院となった者のうち、翌年6月1日までに症状消退届が提出された者におけるその時点での転帰

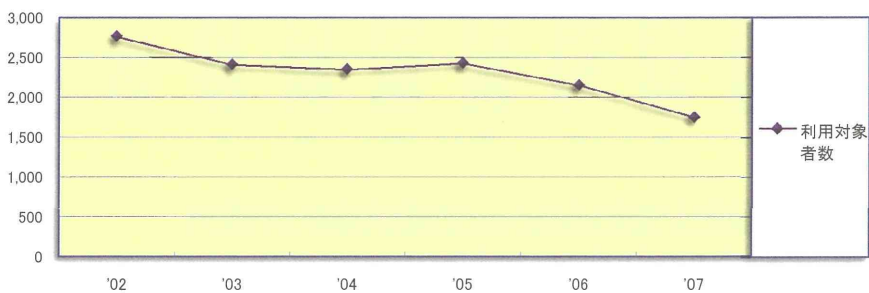
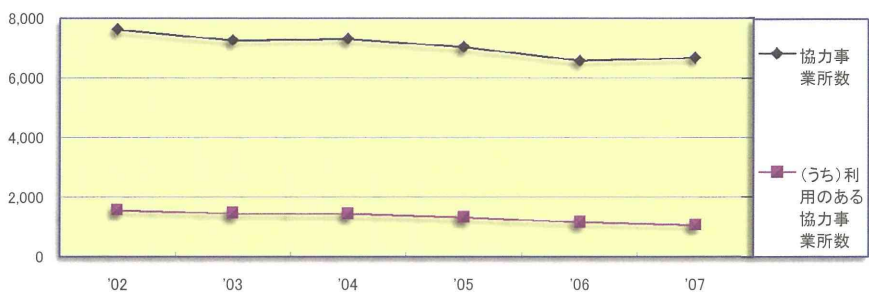
25条:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第25条に基づく検察官の通報



	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06
1級	42,900	50,997	53,947	60,167	66,510	72,374	78,053	79,595
2級	88,217	108,413	128,442	155,926	183,917	213,492	248,263	261,933
3級	27,938	33,375	38,379	49,894	57,163	69,543	83,024	88,861

3月末現在で手帳を所持する者の数

● 社会適応訓練の状況



	'02	'03	'04	'05	'06	'07
協力事業所数	7,613	7,258	7,306	7,036	6,583	6,683
(うち)利用のある協力事業所数	1,562	1,455	1,434	1,321	1,165	1,070
利用対象者数	2,755	2,406	2,345	2,423	2,151	1,751

6月30日現在の協力事業所数および利用対象者数。協力事業所数は、登録されている協力事業所の総数。



## 作成者一覧

河野 稔明	(独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所)
小山明日香	(独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所)
竹島 正	(独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所)
立森 久照	(独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所)
趙 香花	(独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所)
長沼 洋一	(独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所)
廣川 聖子	(独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所)

(50 音順)

---

## 「目でみる精神保健医療福祉 4」

発行日	平成 22 年 (2010 年) 8 月
発行者	独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 精神保健計画研究部長 竹島 正
発行所	独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1 TEL : 042-341-2712(6209) FAX : 042-346-1950

---

目でみる精神保健医療福祉4

独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター | 精神保健研究所 精神保健計画研究部

かえる  
かわる

# 目でみる 精神保健医療福祉

# 5



〈表紙説明〉

イラストは「精神医療福祉の改革ビジョン研究ページ」に掲載されている『こころのバリアフリー宣言ミニポスター（無理しないで 心も身体も）』に使用された織田信生氏のイラストから。雨の日は傘をさす。では、こころに雨が降っているような気分の時は？ 何か、傘の代わりにしてくれるものはないか。  
<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/poster.html>

## はじめに

3月11日の東日本大震災は、わが国の社会全体に深刻な影響を及ぼしているが、その復興の過程における取組は、わが国の精神保健福祉を含む社会制度をよりよい方向に発展させる契機になる可能性がある。小さなことに見えても、大事なことを見逃さないようにしたい。

厚生労働省は平成16年9月に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」(以下、「改革ビジョン」)を公表し、その5年目にあたる平成21年9月に、「改革ビジョン」前期5年を総括し、後期5年の施策の方向性をまとめた報告書「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」を公表した。

その後、政権交代をはさんでの平成22年5月に、厚生労働省は自殺・うつ病等対策プロジェクト・チームによる報告書「誰もが安心して生きられる、温かい社会づくりを目指して～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～」を公表した。この報告書は、自殺対策の推進には精神保健医療改革の推進が不可欠であるとして、5本柱のひとつにそれを挙げている。この後、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」が設置され、アウトリーチ、認知症患者と精神科医療、保護者制度等についての検討を行っているが、「改革ビジョン」以後のプロセスに共通した課題は精神医療の充実であり、それは医療法と深く関係する。

医療法は、医療を受ける者の利益の保護および良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的としている。医療法は、高齢化や疾病構造の変化、医療技術の進歩等に対応して、改正されてきたが、第一次医療法改正(1985)では都道府県医療計画の導入、第二次医療法改正(1992)では特定機能病院と療養型病床群の制度化、第三次医療法改正(1998)では地域医療支援病院の制度化、第四次医療法改正(2000)では病院の病床を一般病床と療養病床に区分、第五次医療法改正(2006)では4疾病5事業(4疾病はがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、5事業は救急、災害時、へき地、周産期、小児医療)を医療計画に記載することとした。2011年7月の社会保障審議会医療部会における検討の結果、4疾病5事業は、精神疾患を含む5疾病5事業に変更されることとなったが、医療計画への精神疾患の記載に当たっては、各都道府県において、行政に限らず、医療計画に関係する者が、精神保健医療福祉の実態に関する情報を共有して、その検討を行うことが望まれる。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センターには、我が国のかかえている医療政策および自殺対策等の緊急性の高い課題を効果的、効率的に解決できるよう、研究・開発および人材育成・輩出に関して、成果を継続して生み出していくことが求められており、精神保健計画研究部では、実証データに基づいて精神保健福祉の現況と施策効果の観察・評価を行うモニタリング研究に取り組んできた。

今回発行の「目でみる精神保健医療福祉5」は、モニタリング研究の成果物である平成20年度までの精神保健福祉資料(630調査)の主要な数値の動向をまとめたものである。この冊子が精神保健医療福祉の実態に関する情報の共有と、精神保健医療改革の推進に役立つことを祈念している。

最後に、精神保健福祉資料(630調査)の実施にご協力いただいた方々、この冊子の編集に携わった方々にお礼を申し上げて、挨拶としたい。

平成23年7月

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所  
精神保健計画研究部長 竹島 正

## 利用上の注意

- グラフ中の横軸および表中の「年」の表記は、当該事象が生じた年で統一しています（項目によっては調査が実施された年度に一致しません）。たとえば18ページの「新入院患者数」の表の最近の年の数値は、2007年6月1カ月間の新入院患者総数が31,625人であったことを示しています（調査実施は2008年度）。
- 特別な注意書きのない場合のデータソースは精神保健福祉資料（630調査）です。
- グラフ中の表示がない部分および表中の空欄は、調査項目に含まれていない、項目区分が変更となった、該当施設が調査当時はまだ存在しない、などの理由によりデータがないことを示しています。
- 本書の作成にあたっては、掲載内容に誤りのないように万全を期しておりますが、万一誤りが判明した場合は、「かえる・かわる 精神保健医療福祉の改革ビジョン研究ページ」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html>）にて修正内容を公開いたします。本書をご利用になる前に、同ページを一度ご確認くださいをお勧めいたします。